



第8章

市街地開発事業

- | | | |
|---|------------------|----|
| 1 | 市街地開発事業 | 72 |
| 2 | 土地区画整理事業 | 72 |
| 3 | 新住宅市街地開発事業 | 73 |
| 4 | 市街地再開発事業 | 73 |
- 

8-1 市街地開発事業

市街地開発事業とは、一定の区域において、総合的な計画に基づき、道路などの公共施設や宅地等を一体的に整備することを目的として実施するものです。

8-2 土地区画整理事業

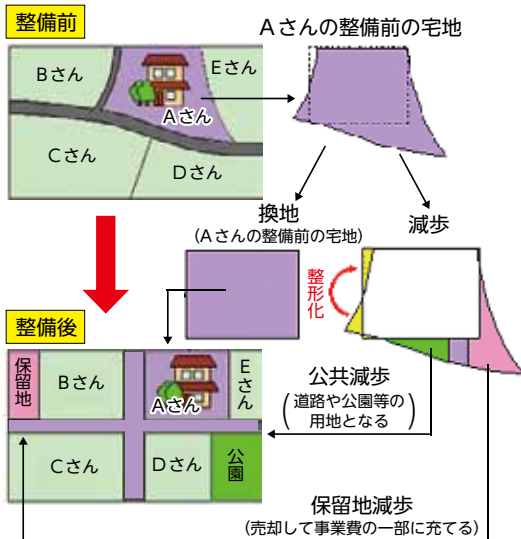
土地区画整理事業は、一定の区域を対象に、道路等の公共施設の整備と宅地の利用増進を図る事業で市街地を形成するのに最も有効かつ基礎的な手法です。

本市では、2013(平成25)年3月現在で約4,515ヘクタールの区域を都市計画決定しており、そのうち約2,971ヘクタールが完成しています。

■ 土地区画整理事業のしくみ

土地区画整理事業は、土地所有者から少しずつ土地を提供(減歩)していただき、道路や公園などの公共用地の一部(公共減歩)としたり、事業資金に充てるための売却用地(保留地減歩)として活用します。

そのため、宅地の面積は減少しますが、公共施設が整備されることにより、宅地の利便性、利用価値が高まります。



8-3 新住宅市街地開発事業

新住宅市街地開発事業は、市街地周辺部において、住環境の優れた住宅地を建設する事業です。

本市では、西京区の大枝・**■ 洛西ニュータウン**大原野地区に「洛西ニュータウン」を建設するため、1969(昭和44)年に都市計画決定し、1982(昭和57)年に事業が完了しました。



8-4 市街地再開発事業

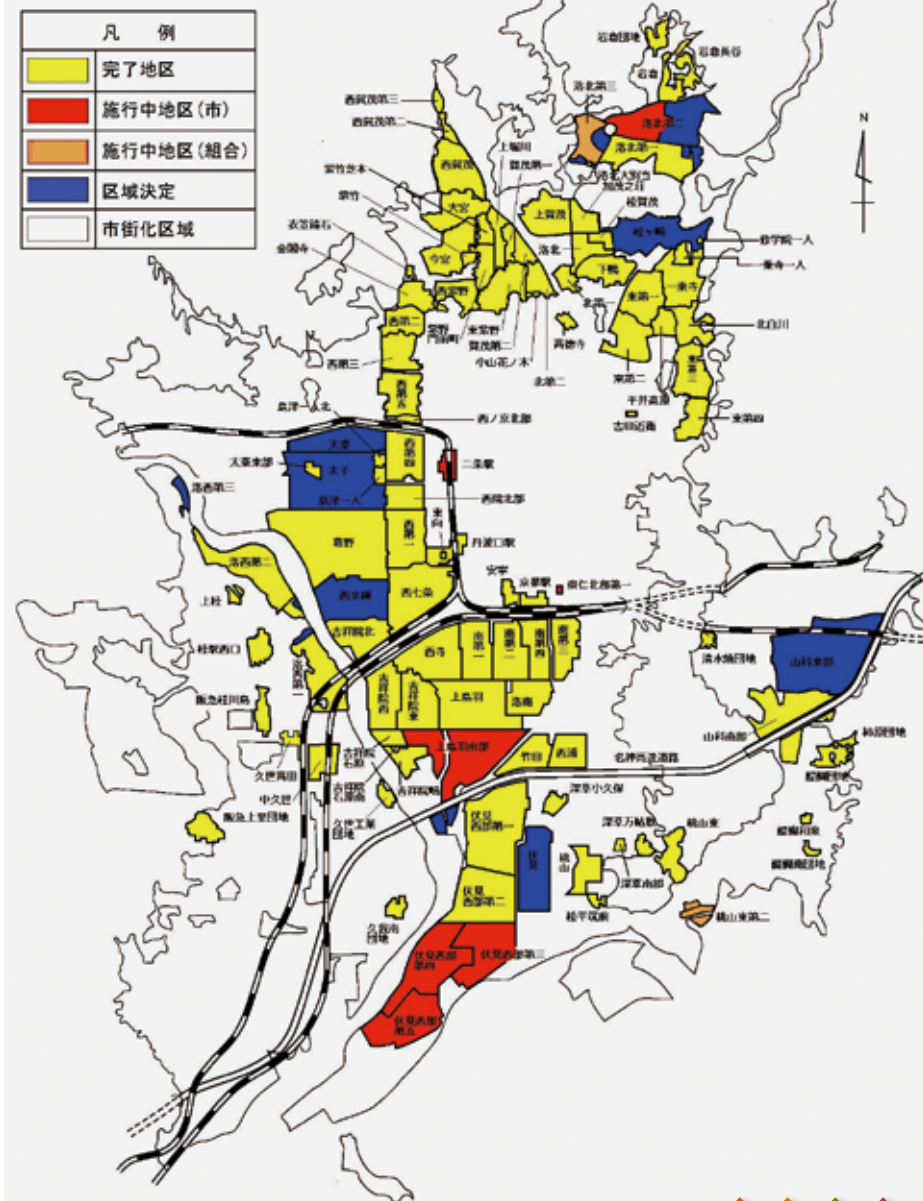
市街地再開発事業は、既成市街地において、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、道路や公園などの公共施設の整備と併せて、施設建築物を建築する事業です。

本市では、これまで京都駅南口地区、**■ 山科駅前地区**山科駅前地区、太秦東部地区の3地区5.9ヘクタールを整備しました。

■ 太秦東部地区



■ 土地区画整理事業施行位置図



土地区画整理事業の見直し

本市では、長期にわたり事業に着手していない13地区の土地区画整理事業の都市計画の見直しを進めています。

